

令和2年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業 実施要領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 助成制度の対象者

本助成制度の対象者は、事業用トラック（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る。）に衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した各都道府県トラック協会の会員事業者（中小企業者※）に対し導入助成事業を実施した都道府県トラック協会とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

2. 予算及び対象台数

2億円 4,000台

3. 助成対象装置

助成対象装置は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

4. 助成額

(1) 全ト協助成額 衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/2・1車両あたり上限5万円とする。

(2) 都道府県ト協助成額 別途都道府県トラック協会が定める。

※国の補助金との併用は妨げない。

5. 各都道府県ト協への助成金交付限度額

交付要綱第3条第2項に定める交付限度額は、別添「令和2年度安全関係助成事業協会別交付限度額」とする。

なお、都道府県トラック協会毎に定める「助成総額限度額」を超えない範囲内においては他の安全関係助成事業（「安全装置等導入促進助成事業」、「ドライバー等安全教育訓練促進助成制度」、「SASスクリーニング検査助成制度」、「血圧計導入促進助成事業」）内での助成金の流用を可能とする。

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和2年4月1日～各都道府県トラック協会が定める日までとする。

7. 留意事項

(1) 助成対象装置について（交付要綱第2条関係）

車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置であり、国の補助対象装置と同一のものであること。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買取り（一括・割賦）、リースいずれについても会員事業者が、令和2年度の実施期間内に事業用トラックに新たに搭載した装置について助成対象とする。なお、リースの場合であっても助成金については、各協会へ交付する。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

装置の取得価格の1/2（上限5万円）を助成額とする。

取得価格に消費税は含まない。

なお、装置の取得価格は車両全体の価格に含まれているため、確認は不要とする。

(4) 他の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国交省においても予算措置がされているが、国の補助金との併用は妨げない。

なお、国交省、全ト協、都道府県ト協、他の団体との補助総額が取得価格を上回らないよう留意すること。

(5) 装置の装着確認について

装置の装着確認方法は、以下のいずれかの方法により確認する。

① 自動車検査証の備考欄への記載により確認

② 様式1「搭載証明書」により確認

※「搭載証明書」は、自動車製作者もしくは自動車販売会社等が発行するもので、全ト協より各自動車製作者へ発行について依頼している。

また、当該自動車の自動車検査証により車両総重量3.5トン以上8トン未満であることも併せて確認すること。

(6) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日までとする。また、実績報告書は、様式2「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

なお、別途、衝突被害軽減ブレーキ装置内訳書（様式2の2）を全ト協担当者あてにメールで送付すること。この際、全ト協への確認書類の添付は求めないが、各都道府県トラック協会においては、下表の確認書類を取得すること。

また、年度末の提出期限は、別途連絡することとする。

【表】

| 確認事項 | | 確認書類 |
|------|------------|---|
| 1 | 中小企業者である確認 | 事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ |
| 2 | 車両総重量の確認 | 自動車検査証（写） |
| 3 | 装着確認 | ① 自動車検査証（写） ② 搭載証明書（様式1） ※発行者は自動車製作者または自動車販売会社等 |
| 4 | 支払い等の確認 | 領収証（写）または割賦販売契約書（写） |
| 5 | リースの場合の確認 | リース契約書（写） ※車台番号や登録番号が記載されたものを添付すること。なお、リース契約書に車台番号等車両を特定できる記号等記載が無い場合は、借受証やリース自動車検収完了証等を併せて添付すること。 |

（7）助成金の交付について（交付要綱第5条関係）

交付要綱第5条に定める助成金の交付は、前号の実績報告書（助成金交付請求書）に基づき、原則として、翌月末日支払うこととする（土日祝日にあたる場合は、その後の平日）。

以上